

令和8年度 東京都狩猟免許更新

1 狩猟免許更新について

現在、狩猟免許を所持しており「5 更新対象者」に該当する方は、狩猟免許の更新を行う必要があります。

更新申請書類の提出のほか、適性検査（視力、聴力及び運動能力）の合格及び、講習資料の自己学習もしくは対面式講習会の受講が必要です。更新方法は以下①②のいずれかになります。

① 自己学習を行い、「9 申請場所」へ申請する場合	2及び4	参照
③ 対面式講習会の受講を希望する場合	3	参照

※東京都猟友会の会員が（公社）東京都猟友会を経由して申請する場合は、「2及び4-2」または「3のみ」のどちらかの手順となります。

2 自己学習について

URL：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/hunting_license/renewal_class

上記URLより案内されるページにて、更新講習資料及び動画を用いて自己学習の上、別添「狩猟免許更新講習内容確認書」を作成し、他の更新申請書類と併せて各窓口へ提出してください。

3 対面式講習会の実施について

更新期間中、（公社）東京都猟友会及びたましんRISURUホールにて計11回、対面式講習会を実施します。

ご希望の方は、開催日や申込方法等について、以下の窓口にお問い合わせください。講習会当日は適性検査も実施します。

なお、適性検査の受検時には、十分な視力・聴力が得られる補助具（眼鏡、コンタクト、補聴器等）をご用意ください。

【窓口】公益社団法人 東京都猟友会 千代田区神田松永町19-3 TEL03-3253-5466 URL：<https://www.toryo.org/>

4 適性検査の実施について

更新申請書類の確認と併せて下記窓口で適性検査を実施します。

なお、適性検査の受検時には、十分な視力・聴力が得られる補助具（眼鏡、コンタクト、補聴器等）をご用意ください。

5 更新対象者

有効期間が令和8年9月14日で満了する狩猟免許を所持し、かつ、現に東京都内に住所地在り、法律に定められた欠格事由のいずれにも該当しない方（お持ちの狩猟免許に有効期間が掲載されてますのでご確認ください。）

6 更新申請受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年9月14日（月）まで（土日祝を除く）

※受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。（12時から13時を除く）

※更新された狩猟免許は、申請から2週間程度での発送となります。

7 申請手続

狩猟免許の更新を受けようとする方は、次の書類をご用意の上、各窓口に持参してお申し込みください。

なお、受理後に、手数料の返還はできません。予めご了承ください。

(1) 所定事項を記入した**狩猟免許更新申請書**

(2) **手数料 2,900円/各種類**

（手数料は申請を行う免許の種類ごとに必要となります。現金、またはキャッシュレス決済をご利用いただけます。 ※東京都猟友会は現金のみ）

(3) **写真1枚**（裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、眼鏡使用者は着用時のもの）

申請前6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cm

(4) **医師の診断書1通***（申請前6ヵ月以内に作成されたもの）

（5）現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する方は不要となります。

*銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない方は、提出が必要です。

※ 様式はホームページに掲載しているものをご利用ください。

精神保健指定医だけでなく、かかりつけの医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書でも構いません。

次の症状の全てに該当しない旨が明確に記載された診断書でないと、申請をお受けできませんのでご注意ください。

- ・統合失調症
- ・そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- ・てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が発生しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- ・前記のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- ・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（上記に該当する者を除く）

- (5) 現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写し（**原本も持参。**）
* 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている方
有効な猟銃・空気銃所持許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し
また、住所等の事項を変更している場合にあっては、変更後の事項が記載されているページの写しも必要
- (6) 今回更新の対象となる**狩猟免状の原本**（免状を紛失している場合は、別途、更新時に狩猟免状等亡失届による申請が必要）
- (7) 狩猟免許更新講習内容確認書
※ 様式はホームページに掲載しているものをご利用ください。
更新講習資料及び動画を用いて、必ず事前に学習してください。
対面式の講習会を受講する場合は、**提出不要**です。
- (8) 新しい**狩猟免状を交付するためのレターパックライト又はレターパックプラス**
(交付先住所、氏名を記入したもの)
- (9) 認定鳥獣捕獲等事業に従事する方であって、かつ、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有することを確認された方は、当該確認がされた旨の書面*
*申請前3ヵ月以内に作成されたもの。様式はホームページに掲載しているものをご利用下さい。

8 注意事項

- 発熱や風邪の症状がある場合は、申請及び適性検査の実施をお控えください。

9 申請場所

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 東京都猟友会
千代田区神田松永町19-3 都猟会館内
受付時間：平日午前10時から午後5時まで。 | TEL03-3253-5466 |
| (2) 東京都 環境局 自然環境部 計画課 鳥獣保護管理担当
新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎19階中央 | TEL03-5388-3505 |
| (3) 東京都 環境局 多摩環境事務所 自然環境課 鳥獣保護管理担当
立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 | TEL042-521-2948 |
| (4) 東京都 総務局 大島支庁 産業課 林務担当
大島町元町字オングシ222-1 | TEL04992-2-4431 |
| (5) 東京都 総務局 三宅支庁 産業課 林務担当
三宅村伊豆642 | TEL04994-2-1312 |
| (6) 東京都 総務局 八丈支庁 産業課 林務担当
八丈島八丈町大賀郷2466-2 | TEL04996-2-1113 |
| (7) 東京都 総務局 小笠原支庁 産業課 産業担当
小笠原村父島字西町 | TEL04998-2-2125 |

各適性検査会場には駐車場がない又は少ないため、公共交通機関のご利用をお願い致します。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/hunting_license/renewal_class



東京都環境局